

厚生労働大臣 小宮山洋子様  
厚生労働省医政局長 大谷 泰夫 様

2012年6月7日  
全国保険医団体連合会  
会長 住江 憲勇

地域医療を守るため、介護療養病床の廃止を撤回し、現行の医療療養病床の存続を求める

前略 国民医療・介護の確保に対する皆様のご尽力に敬意を表します。

さて、介護療養病床の廃止については、経過措置が延長されたものの2018年3月31日までとされています。また、療養病床の人員基準の緩和についても2018年4月1日以降は、看護職員4対1＋看護補助者4対1に引き上げられる予定です。

2008年10月～11月に保団連が実施した「療養病床削減に関する影響調査」（12都府県247病院より回答）では、急性期病院の47.1%が「現在でも後方病院が不足している」と回答し、「なんとか確保している」が41.2%であり、「療養病床数は現状を維持すべき」との回答は54.3%で、「増やすべき」も32.1%でした。

地域の入院医療をめぐる状況は、現時点でも変わりなく、介護療養病床の廃止や医療療養病床の削減が実施されれば、地域の入院医療は崩壊しかねません。

2011年6月の介護保険法「改正」の付帯決議でも、「3年から4年後に実態調査をした上で、その結果に基づき必要な見直しについて検討すること」とされていますが、入院療養や施設介護は、在宅療養に比べれば居宅から居宅への移動の手間がなく、設備も人員も、そして医療や介護のノウハウも蓄積するというメリットがあります。

居宅における療養環境の改善は重要ですが、患者が重症化したときには在宅療養で対応できない場合も少なくありません。入院医療や施設介護の方が医療ニーズへの対応もしやすく、介護サービスの効率が良いという点を無視してはなりません。

また、いまも看護師不足は解消されていない中で、2018年4月までに看護職員4対1＋看護補助者4対1に人員配置を引き上げることができない療養病床は少なくありません。優先すべきは看護職員の養成と就労対策の強化です。

こうした状況を踏まえ、早急に下記の事項の実現に向け、ご尽力いただけますよう、お願いいたします。

## 記

- 一 介護療養病床についてはその存在意義を積極的に認め、廃止期限の短期間の延長ではなく、廃止そのものを撤回して下さい。
- 一 医療法施行規則について、「療養病床に置くべき看護師及び准看護師並びに看護補助者の員数の標準については、当分の間は、なお従前の例による」と改正して下さい。
- 一 看護職員の養成と就労対策を抜本的に強化してください。
- 一 次回診療報酬改定・介護報酬改定において、医療療養病床と介護療養病床について現行の人員配置に対する報酬を引き上げ、正當に評価して下さい。